

<p>第73回評議員会 & 旗開き 日時：1月9日(土)13時半～ 場所：千葉土建会館</p>	 <p>ホームページ http://chibarouren.org/ / メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp</p>	<p>第349号 2020年 12月21日</p>	<p>発行 千葉県労働組合連合会 〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センター3F 電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138 発行人 本原康雄 定価20円</p>
---	---	-----------------------------------	---

第 349 号 URL 版 2020 年 12 月 31 日
発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター
電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

「今こそ労働組合」が広がる春闘に 2021年春闘千葉県学習討論集会

2021 春闘に向けた学習と方針提案

千葉労連は12月5日、千葉市内で「2021年国民春闘千葉県学習討論集会」を開催。オンライン参加を含めて35名が参加し、2021年春闘に向けた学習と、方針案の討議をスタートしました。春闘方針は1月9日開催の千葉労連評議員会で決定する予定です。

開会の冒頭挨拶した本原康雄議長は、「新型コロナ感染拡大の第3波が押し寄せ、医療崩壊の危機が迫る中、菅政権は国民に自己責任を押し付けるだけで様々な疑惑追及からも逃げ回り、国会を閉じてしまった。こんな無責任内閣は退陣させ、野党連合政権を実現できるように立憲野党への働きかけも強めよう」と呼びかけた上で、春闘期に同時にたたかわれる千葉県知事選をめぐる情勢と経過についての報告もおこないました。

全労連・黒澤氏 21 年春闘の構え

続いて全労連の黒澤幸一事務局長が講演をおこない、「格差をなくし、8時間働けば誰もが人間らしくくらする公正な社会へ転換せまる21国民春闘」「コロナ禍においても労働組合で元気に声をあげ変えよう」と呼びかけました。そして、コロナ危機を労働組合の団結で変えてきた事例を紹介し、公正な社会へ「4つのつくる行動（賃上げ、安定雇用、公共体制、平和）」と「3つのアプローチ（格差解消や労働組合の見える化、選挙での投票）」を提起。さらに「4つのつくる行動」のすべてに組織強化・拡大を位置づけ、労働組合の「姿を見せる」「魅力を伝える」「力をつたえる」対話を重視し、要求で当事者を組織して交渉を重ね、実現をめざす取り組みを強調。「今こそ労働組合！」という雰囲気広がる春闘にしようと締めくくりました。

その後、矢澤純事務局長が方針案を提案。スローガンとして「長時間労働をなくし1日8時間働けば普通に暮らせる社会を実現しよう」「憲法を活かして新自由主義を吹き飛ばそう」「コロナ禍だからこそみんなで声を上げ行動しよう」の3本を掲げ、春闘をたたかう構えとして、①すべての組織で要求を提出し、統一闘争で力の集中、大幅賃上げ実現②憲法を活かし社会保障の拡充、③要求実現のたたかいと

一体で組織の拡大・強化、3 点を強調しました。

そして、具体的な行動として、①2 月 7 日を基準日にした地域総行動、②2 月 19～26 日のゾーンでの春闘大宣伝、③3 月 11 日の統一行動と相互支援、④最賃引き上げ目指す諸行動、⑤自治体キャラバン行動、を提起しました。

各組織から 6 人の発言



一人の諦めからみんなで変える春闘にしようと呼びかける
全労連の黒澤事務局長

討論では、「秋闘でかつてない一時金を実現した成果を確信にし、アンケートは例年の 2 倍集めて要求をまとめ、学習も重視してたたかう」(JMITU)、「一時金削減を非正規には実施させないたたかいで多くの成果をあげた。春闘では均等待遇実現めざし、民間にも波及させたい」(自治労連)、「教育署名を千葉県に対して 53、390 筆提出。授業料滞納調査に取り組んでいるが、退学者が増える可能性もある。私学助成の不均衡是正をめざしたい」(千葉私教連)、「コロナに絡んだ相談を通じ休業手当や雇調金などの矛盾が浮き彫りになった。体調を壊しても相談先が不明な人もいる。相談が生活相談に変わってきている」(労働相談センター)、「最低保障年金の実現を掲げ年金者組合を結成した。年金削減が続き、

裁判を起こしている。若い人にも関心を持ってもらい改善の運動に参加して欲しい」(年金者組合)、「全国一律最賃を求め議会に請願した。浦安は陳情扱いにされて配付のみ。市川は請願だが委員会でも不採択。しかし、全国一律 1500 円めざし継続して取り組む」(市川浦安労連) など、6 人が発言。討論をふまえたまとめの発言を事務局長がおこない、永島達哉副議長の閉会挨拶で終了しました。

コロナ禍での各組合の工夫

11・23 千葉県権利討論集会

第 30 回千葉県権利討論集会が 11 月 23 日に千葉土建本部会館で行われ、20 人が参加。30 回目の節目となり、基調報告で小林弁護士は「権利討論集会の回顧と展望」の内容で過去 10 年を振り返りました。アベノミクスによる雇用破壊の流れを批判し、労働者保護の一層の後退の懸念を訴えました。

コロナ禍での組合活動の工夫

今年の集会テーマは「コロナ禍での組合活動の工夫」とし、自治労連、全教、医労連が、活動報告を行いました。自治労連の實川氏は、新入職員の勧誘が今まで通りできなかったのが、ダイレクトメールを活用し、組織拡大の成功に繋がった体験を話しました。全教の中川氏は、学校職場の実態アンケートで生徒を半分に減らした事でゆとりを実感。定期大会は延期、会議も学習会も集まらない状況で、WE



県内でたたかう争議団も紹介

B会議や3密対策をとり活動してきた。また、郵送を利用して組合員が増えた話をしました。医労連の永島氏は、そもそも感染と隣り合わせの仕事。日常の活動は変わらずにできている。しかし、コロナを理由に経営者が団体交渉を拒否するケースがあると話しました。成田日赤労組は新入職員の勧誘を実働部隊4人で分担して仕事終わりに各病棟で勧誘した。職場でつながり、悩みの相談が出来るなかまができたと話しました。例年より参加者が少ない集会でしたが、大盛り上がりでした。

最後に「菅首相による日本学術会議の会員候補者の任命拒否に強く抗議し、撤回を求める」「新型コロナウイルスを克服し、憲法が生きる社会を。雇用を守り、1日8時間働いて普通に暮らせる社会を。全労働者を視野に組織と要求を前進させ、

未来を切り開く」のアピールを満場の拍手をもって採択しました。

波濤

コロナ第3波、11月27日、コロナ対策において、菅首相が「この3週間が極めて重要な時期だ。国民の皆さんには、マスク着用、手洗い、3密の回避という基本的な対策に協力いただきたい」と呼びかけた

が、これはただの「お願い」であり、強い危機感が伝わらない▼分科会の尾身会長は「個人の努力に頼るステージは過ぎた。飲食店の時間短縮、感染各地域とそうでない地域の行き来を控えるのは必須」と、政府と分科会の危機意識には、明らかに差異がある。また、菅首相と小池都知事は互いに判断を押し付け、責任を放棄し、私利私欲がコロナ感染の拡大を招いている。これで国民に危機感の共有を呼びかけることはできるのか。



ここにいますよ

【2面】

「教育全国署名」請願提出

31年目の署名の取組

教育全国署名の請願提出集会

11月27日、ゆきとどいた教育をもとめる千葉県民の会が主催する「教育全国署名」の県議会への請願提出集会が開催。この署名は、毎年県議会、国会の提出に向け全国で取り

生まれ、今年で 31 年目です。53、390 筆が議会事務局に手渡されました。

主催者挨拶では全教千葉寺田委員長が、コロナ禍で、苦しむ子どもや学校関係者が 20 から 30 人への少人数学級の取組は必要だ、と訴えました。

11 月 14 日、現在、全国の 3 分の 1 の 534 の地方議会が、少人数学級を求める意見書採択をしています。違う局面として、文科省萩生田大臣が国会で「30 人学級を実現させる」と発言し、今年の署名の意義を強調しました。

来賓として千葉労連本原議長は「教育問題点の改善と、分散登校で子どもと教師が実感した少人数教育のよさを実現する願いが、この署名に託されている」と発言。次いで、請願提出の紹介議員となった共産党の加藤県会議員は「少人数学級の情勢が劇的に変化。全国の知事会、市長会、町村会の地方 3 団体が、現在の小・中学校の 40 人学級ではコロナ感染予防ができない。萩生田大臣に少人数学級の実現と政府内の動きとして、小中学校での少人数指導体制の整備が、内閣府の経済財政諮問会議に盛り込まれた」と、これまでの政治情勢の流れを話しました。実現には財源の確保などの課題があり、今後の運動が重要です。

今年、新加入した私学退職教は「学費の無償化、少人数で物事の本質を学んでほしい」、千葉退職教職員は「コロナ禍で学校を楽しめないと感じる中、教師が頑張れる条件を整えたい」、全教千葉は「街頭や職場で、広い世代に応援の声が普及」の発言がありました。請願は 12 月議会で審議。千葉県議会の判断が注視されます。



教育全国願署名の提出行動

組合拡大とともに共済も広げよ

働く者の千葉地方共済会第 25 回定期総会

12 月 4 日に自治体福祉センターで、働く者の千葉地方共済会の総会を開催。コロナ禍の中、6 共済会 9 人が参加しました。

議長を選出後、麻生副理事長が「菅新政権に変わり政治が悪化。命と暮らしを守らせよう」と、主催者挨拶を行いました。

続いて佐々木事務局長が 2019 年度の経過と総括、2020 年度の運動方針、決算・予算の提案を一括。総括として、組織拡大の為には共済は欠かせない。昨今、コロナ感染症が蔓延し、活用できる共済の存在は大きい事が報告されました。次年度の運動方針は、組合の組織拡大と共済を拡大し、各加盟共済会が加盟人数・口数ともに純増 10% を目標に拡大を進めることが提案されました。共済活動は、労働組合の基本的な役割である組合員の生活を守り福利厚生活動です。労働組合の魅力ある制度として大いに加入を呼びかけていきましょう。

労働相談一ヶ月

～残業時間の計算は何分から～

Q 1 残業時間の計算方法について、明確な回答内容を確認したいため電話しました。残業時間の計算は、1分単位ということでもいいですか。就業規則には15分単位とあり、切り捨てになっています。

A 相談者は、行政や専門家などから1分単位で計算する、と説明を受けています。納得行かない点は、就業規則の記載内容にある様なのでその点に絞り回答しました。

残業時間を1分単位で計算するという事は、裁判の判決で確定しています。また、就業規則の内容が法に違反するものは、無効となる決まりです。したがって、15分単位と記載されていても、1分単位で請求することは可能で、争いになっても立証できれば認められます。

しかし、多くの場合、就業規則に書いてない場合があります、30分単位とするところも多くあります。では、なぜ1分単位での計算が普及しないのかという点になります。推定では、実態として1分単位の把握が難しいという点がある様に思われます。なお、残業時間は、1日8時間、週40時間を超えて労働した場合に割増賃金を支払うことが労働基準法で決められています。したがって、残業代の不払いは労働基準法違反となります。

また、使用者が、労働者に対し1時間でも残業で働くように命じるためには、あらかじめ、過半数で組織する労働組合がある場合には労働組合、過半数を組織する労働組合がない場合は、労働者代表と労働基準法36条の規定に基づく労使協定を結んで監督署に届けておく必要があります。36協定を結ばずに残業を命じることも、法違反となります。36協定を結ぶときに時間外労働に関する労使協定をきちんと結んでおきましょう。【中林】